

**処分通知等のデジタル化に係る「協会の外務員等の処分に係る手続に関する
規則」等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について**

令和 7 年 11 月 5 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正案について、令和 7 年 9 月 16 日（火）から同年 10 月 15 日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はございませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上